

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）からのメール情報 第12号
2016. 12. 26

各 位

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

農政に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

～～今回お知らせする情報～～

- 平成29年度農林水産予算概算決定の概要について
- 平成29年度税制改正の大綱における農林水産関係税制事項について
- 青色申告を始めましょう！～3月15までに税務署への申請が必要です～
- 「平成26年市町村別農業産出額（推計）」の公表について
- 「地域の農業を見て・知って・活かすDB～農林業センサスを中心とした総合データベース～」の第2期リリースについて
- 「平成28年度輸出に取り組む優良事業者表彰」表彰候補の募集について
- 「高収益な農業に取り組む現場から学ぶー土地改良事業の実施地区からー」の公表について



○ 平成29年度農林水産予算概算決定の概要について

平成29年度予算について、平成28年12月22日に概算決定されました。

※ その概要については、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/budget/index.html>

【お問い合わせ先】

近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）

地方参事官ホットライン

T E L : 075-414-9015

○ 平成29年度税制改正の大綱における農林水産関係税制事項について

農業経営基盤強化準備金制度の1年延長等を含め、農林水産分野において新規・拡充・延長する事項が閣議決定されました。

※ 詳しくは、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/161222.html>

【お問い合わせ先】

農林水産省 経営局総務課調整室

担当者：税制班 高橋、松野

T E L : 03-3501-1384

○ 青色申告を始めましょう！～3月15日までに税務署への申請が必要です～

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速取り組んでみましょう。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

<青色申告とは>

- 「正規の簿記（複式簿記）」と「簡易な方式」があります。
 - ・ 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。
- 青色申告の主なメリット
 - ・ 「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。
 - ・ 損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
 - ・ 帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

<青色申告を始めるためには>

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は平成30年2～3月）。

<収入保険制度とは>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
 - ※ 5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、新規就農者などでも、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 青色申告と収入保険制度に関するチラシは、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/attach/pdf/index-11.pdf

※ 収入保険制度に関する農業競争力強化プログラムについては、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/attach/pdf/index-10.pdf

【お問い合わせ先】

近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）

地方参事官ホットライン

T E L : 075-414-9015

○「平成26年市町村別農業産出額（推計）」の公表について

農林水産省は、「平成26年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）」を新たに取りまとめました。

農業産出額については、生産農業所得統計の結果として都道府県別までを作成・提供しておりましたが、今般、都道府県別農業産出額を基に農林業センサス結果等を用いた新たな市町村別農業産出額を提供するものです。

※ プレスリリースの内容については、以下のリンク先をご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/tokei/kikaku/161222.html>

※ 「平成26年市町村別農業産出額（推計）」については、以下のリンク先よりご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/H26/index.html

【お問い合わせ先】

農林水産省 大臣官房統計部経営・構造統計課

担当者：川名、吉江

T E L : 03-6744-2042

○「地域の農業を見て・知って・活かすDB～農林業センサスを中心とした総合データベース～」の第2期リリースについて

平成28年6月に農林水産省ホームページにおいて公開した「地域の農業を見て・知って・活かすDB～農林業センサスを中心とした総合データベース～」に、新たに2015年農林業センサスの農業集落別集計結果を追加しました。

これにより、2010年と最新データである2015年の農林業センサス結果を比較し、地域における農業構造の5年間の変化を分析することが可能となりました。

また、併せて、集落営農実態調査、農業基盤情報基礎調査、国土数値情報についても最新のデータに更新しました。

今回の更新によって、より効果的な地域の分析が行えるようになります。

※ プレスリリースの内容については、以下のリンク先をご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/tokei/census/161220.html>

※「地域の農業を見て・知って・活かすDB」は以下のURLから御覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/index.html

【お問い合わせ先】

農林水産省 大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

担当者：農林業センサス統計第2班 中川、栗山

TEL：03-6744-2256

○「平成28年度輸出に取り組む優良事業者表彰」表彰候補の募集について

農林水産省は、我が国の農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者のうち、特に優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介することにより、輸出促進を図るため、表彰候補を募集します。

また、本表彰制度は、今年度からの取組となります。

提出期限：平成29年1月20日（金曜日）

※「平成28年度輸出に取り組む優良事業者表彰実施要領」等の詳細については、以下のリンク先をご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/161220.html>

【お問い合わせ先】

近畿農政局経営・事業支援部地域連携課

TEL：075-366-4053

農林水産省では、土地改良事業の実施地区において展開される6次産業化などを通じ、所得や販売額の向上など高収益な農業の実現に向けた取組を紹介する事例集を作成しましたので、お知らせします。

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/sekkei/161222.html>

[illegible]

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
電話:075-414-9015
メールアドレス : sanjikan_kyoto@kinki.maff.go.jp

[illegible][illegible]